

熊本県公報

号外 第 7 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則……………(障害保健福祉課)	3
○熊本県難聴幼児通園施設規則の一部を改正する規則……………(")	3
○熊本県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則……………(")	3
○熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則……………(")	3
○熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課)	4
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害保健福祉課)	7
○熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(畜産課)	7
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民生活総室)	7
○熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課)	9
○熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(")	9
○熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会計課)	9
告 示	
○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧に関する要項の一部を改正する要項……………(県民生活総室)	10

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則
 - (1)「重度」の区分が廃止されたことに伴い、用語の整備を行うこととした。(題名及び第1条関係)
 - (2) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県難聴幼児通園施設規則の一部を改正する規則
 - (1) 難聴幼児通園施設に通園し、訓練を受ける者の定数を変更することとした。(第2条関係)
 - (2) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則
 - (1) 熊本県知的障害者福祉法施行細則を廃止することとした。
 - (2) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則
 - (1) 条例の改正による規定の繰下げに伴い規定を整理することとした。(第1条関係)
 - (2) 訓練科目を次の3科目に変更することとした。(第3条関係)
 - ① 製作加工科
 - ② 環境美化作業科
 - ③ 飼育科
 - (3) 短期入所業務を行うことに伴い、終日かつ年間を通じた支援体制を整備する必要があること等から、業務を行う時間及び業務を行わない日を定める規定を整備することとした。(第4条及び第5条関係)
 - (4) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則